

# 公益財団法人北海道学校給食会ガバナンス・コード

## ～ よりよい法人運営を行うための守るべき原則・指針 ～

(令和4年4月28日理事長決定)

### はじめに

公益認定法は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的としています。

公益法人は、税制上の優遇措置を受け、不特定かつ多数の人々の利益のために公益目的事業を実施する存在であり、社会的な信頼確保が重要であるため、自らの活動について積極的に情報発信を行うことや、ガバナンスを確保することが求められています。

したがって、公益法人である本会には、法令を遵守し、規範を定め、守り、時代の変化や社会のニーズに応じた適切なものであることが求められ、評議員や役員、職員（以下「役職員等」という。）が、それぞれの役割を適切に果たす必要があることはもとより、合規性を前提に、その行動についても説明責任を果たす必要があります。

さらには、不祥事の予防を期すとともに、不祥事が起きた場合には、違法な状態の解消、事実関係の把握・原因の究明、責任の所在の明確化、再発防止といった一連の措置を講じることが不可欠です。

そのようなことから、本会が信頼を得て公益目的活動を適切に行っていくため、ガバナンス・コードを策定し、組織体制と事業活動の改善・充実につなげ、「民による公益の増進」を促進します。

## 1 使命と目的

役職員等は、公益法人としての使命と目的を明確に意識するとともに、公益目的事業の遂行と法人運営を持続的かつ効果的に行います。

- ・公益法人制度の趣旨、公益目的事業、公益法人の運営について理解し、それに積極的にかかわるとともに、外部に対し明瞭に説明する。
- ・事業計画等により、目的を実現するための戦略や目標等を策定し、その実現に邁進するとともに、その目標については定期的に見直す。
- ・地域社会の人々、ステークホルダー（関係者）に対して、社会的責任があることを認識し、使命、目的に従い、必要な資源を確保し、公益目的事業を遂行する。

## 2 誠実性・社会への理解促進

役職員等は、地域社会の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識しながら、日々の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となることは行わず、利益相反となる取引については、遵守すべき法令に則るものとします。

また、公益法人として、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている公益目的事業について、広報誌やホームページ等を活用し、積極的に情報発信し、理解を得るよう努め、地域社会における一員としての位置付けを確保します。

## 3 機関の役割と運営

役職員等は、法令に定められている公益法人の機関の役割と運営については、その意義について明確な意識を持って、法令に沿った運営を行うとともに、実質、内容のある議論と決定を行います。

- ・最高議決機関として、評議員会を置く。
- ・業務執行決定、理事の職務監視機関として、理事会を置く。

- ・法人の代表、業務の執行機関として、理事長、常務理事を選定する。
- ・理事の職務執行の監査機関として、監事を置く。

#### 4 業務執行

理事会は、理事長・常務理事が行う業務執行の決定・監督にあたり、公益目的事業の目的と意義に沿って、主体的にかつ理事及び職員と連帯して行動します。

- ・理事会
  - ①業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長、常務理事の選定及び解職
  - ④重要な職員の選解任(任免)
- ・理事長及び常務理事の職務権限  
職務権限規程を設け、役割分担と責任を明確に規定。
- ・事務局の組織等  
組織規程を設け、事務局の組織や職制等について規定。

#### 5 理事会の有効な運営

理事会は、選定した理事長や常務理事のリーダーシップの下、経営資源を活用し、理事一体となって職員とチームを組んで事業を推進します。

事業の執行については、監事が外部的視点からの監査監督を行います。

- ・理事・監事の選任・解任は、評議員会において行い、理事長・常務理事の選定・解職は理事会において行う。
- ・業務執行の決定は、理事会で行うとともに、具体的な業務執行は、理事長及び常務理事が行う。
- ・業務執行の監督は、理事が行うとともに、監事によって行う。
- ・理事の選任については、法令の基準を遵守し、広く候補者の能力や経験・専門知識、意欲、年齢・地域・性別等のバランスを考慮する。
- ・理事会において、各理事は積極的に意見を陳述すべきであり、意見に相違が生じたときは、いろいろな視点から時間をかけて検討し、妥当な結論に達するとともに、決定された場合には、理事全員が一致してそれに従う。
- ・理事会において、各理事はその専門性を発揮する。
- ・理事長及び常務理事は、理事会の運営についてリーダーシップを発揮するとともに、理事会において決定された事項の執行においては、理事会の意見を十分尊重するとともに、職員と一体となってその決定事項を実現するよう努力する。
- ・監事は、理事会に出席し、積極的に意見を述べ、理事の職務の執行を監査する。
- ・監事は、事業全体をチェックする重要な立場であり、公正な態度及び独立の立場を保持するとともに、その職務の遂行にあたり、役員等との意思疎通を図り、情報交換を行うなど、監事の職責を果たしやすい環境を整備する。

#### 6 情報公開・説明責任・透明性

理事長・常務理事及び職員（以下「役職員」という。）は、法人運営上の規律の遵守を確保し、組織と事業活動について積極的に情報発信をすることで透明性を確保し、義務や責任を果たします。

- ・情報発信の手段としては、事務所備置き、閲覧以外に、ウェブサイトによる公開にも努め、地域社会の人々、ステークホルダー（関係者）に対して透明性を図る。
- ・情報発信は、正確で閲覧者にとって分かりやすく、有用性の高いものとなるよう工夫する。

#### 7 リスク管理・個人情報の保護

理事会は、法人の運営・管理について責任を負っていますが、特にリスク管理体制は、

リスクの多様化、複雑化している現状では、より重要となっていることを認識し、自然災害や情報システム、財務、個人情報の保護に関するリスク等について、細心の注意と対策が必要となるので、組織的なリスク管理を徹底します。

- ・リスク管理の対象は、内部の危機(信用・財務・人材等)、外部からの危機(自然災害、反社会的勢力からの不法な攻撃、広範な感染症の発生等)、情報システムにかかわるセキュリティリスクとする。
- ・個人情報については、個人情報等の取扱規程を制定し管理する。

## 8 コンプライアンス・公益通報者保護

理事会は、役職員が法令や定款等を遵守していることを確認します。

また、コンプライアンス違反を内部通報できることとし、内部通報する者が不利益を被ることがないように保護することとして、コンプライアンス体制の実効性を確保します。

- ・コンプライアンス違反は、次の行為とする。
  - ①法令に違反する行為。
  - ②役職員、利用者、取引先、その他ステークホルダー（関係者）の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為。
  - ③就業規則その他の規程に違反する行為。
  - ④上記①～③又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により本会の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為。
- ・役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事評価への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。
- ・通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合又は通報者に対して不利益になることをした場合には、懲戒処分に処す。懲戒処分の内容は、役員については理事会が決議し、職員については理事長がこれを行う。